

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	坂井 敦治
登録番号又は法人番号	0 2 1 4 2 3 2 8
所属する単位会	群馬県行政書士会
事務所名称	わかば行政書士事務所
事務所所在地	群馬県高崎市乗附町1038-1 オンロードB201
処分年月日	令和6年6月14日
処分内容（種類）	廃業の勧告及び5年の会員権の停止
上記処分をした理由	<p>被処分者につき、依頼者から、被処分者に業務を依頼したが、その後連絡がつかない状況にある、依頼をしてから相当の期間が経過したが業務を進めてもらえないなどの苦情・相談が本会に複数寄せられたため、これらの件を綱紀委員会に諮問した。諮問を受け、綱紀委員会は、被処分者に対し、これらの件に関する聴き取りを行うための日程調整に応じるよう求めたが、被処分者は、正当な理由なくこれに応じなかった。このような姿勢は、綱紀委員会の機能を軽視するものであり、処分逃れを容認する結果を招来することにもなりかねないため、到底看過することはできない。</p> <p>また、被処分者は、過去に、長期にわたり連絡がつきにくい状況が続いたことにより依頼者を不安に陥れたとして、本会から改善を求める旨の注意勧告を受けている。それにもかかわらず、綱紀委員会や依頼者から再三連絡しても応答がないことにより、業務プロセスが全く改善されていない事実が判明したことは、処分を重くすべき事情になるものである。</p> <p>よって、被処分者に対し、上記処分を行った次第である。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県行政書士会会則施行規則第16条の2 会員は、正当な理由がなければ前項の調査及び綱紀委員会の行う調査に協力しなければならない。 ・行政書士法第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。